

## 中世末期における熊野那智本願について

— 青岸渡寺文書を中心に —

豊 島 修

### 一

熊野信仰の歴史には未だに不明なことが多いが、平安末期の院政時代に、上皇・貴族階級の熊野詣の隆盛をみたことは周知である。それは宗教史、信仰史的にみると、平安中期以来の熊野浄土思想の盛行と相まって、本宮の阿弥陀如来を中心とする現世来世の二世安楽をえる目的であった。即ち、それは自己の犯した罪穢を滅して、死後にうける苦しみを生前にはたす滅罪の苦行を前提とし、そのうち阿弥陀如来に現世安穩・後生安楽を約束してもらう信仰であった。熊野信仰の本質はこの滅罪信仰と浄土往生信仰に集約されるが、中世に入ると、このような熊野の信仰は全国的

に流布展開し、権門勢家や武士および地方庶民層まで深く浸透したことは大方の認めるところであろう。しかしながら従来の日本文宗教史、庶民信仰史研究においては、熊野信仰が展開する歴史的流れのなかで、中世以降の地方庶民が熊野の信仰をいかように受け入れ、一般庶民化したかの形成過程とその本質についての考察は未だ充分になされていないように思われる。この問題は地方に布教され、中世の庶民一般に受容された熊野信仰の実態内容と、その伝播管理にたざざわった聖(ヒジリ)宗教者を統一的に把握されるべきであろう。ここでは一応両者を分離して、中世以降の熊野信仰の布教に関与した聖に視点をおいて考察してみたい。

熊野の聖については、既に多くの先学の指摘があり、また最近鈴木昭英氏は熊野信仰の地方的発展に活躍した聖を類別し、修驗聖、西国三十三カ所観音巡礼聖、六十六部聖、念仏聖、熊野十穀聖、熊野比丘尼など各聖の時代に即した布教活動の様相を公にされている。これによって平安期から中世の盛時に、熊野権現の利益を唱導布教した回国の聖の宗教的活動が一層明確になったといえよう。

小稿で取りあげる本願は、このような熊野の聖の範疇に属するが、従来、熊野三山に存在した本願の諸相についての歴史的考察はほとんど見あたらない。そこで以下、熊野の本願の実態究明の素材を那智山にもとめ、那智の本願の様相を把握する上で重要な資料である青岸渡寺文書『本願中出入証跡之写』の分析と、若干の関係資料によって、中世末期における那智本願の宗教的活動の一端を明らかにしてみたいと思う。

## 二

『本願中出入証跡之写』(全二冊)は、享保二十年閏三月に、那智山本願中の惣代であった那智阿弥良忠と大禅院良敞が江戸幕府社奉行へ提出した訴訟の証跡の写である。標題に「本願中出入」と記されているが、これは享保六年

四月、新宮と那智の本願が社家一腐の支配でないとの主張から争論をおこし、延享元年四月に幕府社奉行の裁決によって、事実上、本願が公事訴訟にやぶれた実情を示すものである。したがって本資料は、裁決が下った九年前に那智本願により作成報告された本願側の書付記録であることが判明する。記載内容は、近世初期以来那智山の社務が混乱し、社家と本願は自己の職制を正統化するために、それぞれの由緒や機能などの内部事情を剋明に記しており、那智本願の諸相をうかがうに充分な資料と考えてよいであろう。

さて『本願中出入証跡之写』(一)によると、近世の那智山には「七本願」があった。即ち「那智山本願七ヶ寺」として、天台宗御前庵主、同大禅院、真言宗滝庵主、同那智阿弥、同理性院、那智山阿弥陀寺、浜之宮補陀洛寺の都合七ヶ本願を指すが、また七本願は、近世に社家の配下に属する「本願職」の寺院庵主であった。那智山の職制を記す『社法格式』(延享元年)の本願の項に、「社家配下願職一偏ヲ守ル」と割注がある。これは近世の熊野が幕府や紀州藩の宗教政策を背景にして神道化し、社家によって那智山をふくむ熊野三山の本願の勢力が抑圧されていたことを示すものである。熊野三山の神道化の機運は江戸初期にも

とめることができる。『熊野年代記』、享保十年五月の『神倉伝記并妙心寺由来言上』によれば、慶安(一六四八―五二)のころより新宮の社家と本願との間に度々造営訴訟がおこり、その後も出入りは「不得止数十年」、そのため社家と本願は紀州藩に訴え出て、この裁決をもとめた。その結果「社人勝利」となり、新宮の寺中本願は訴訟にやぶれて神側が「社々御修覆所」となったのである。さらにこの裁決が下った延宝三年二月九日には、幕府寺社奉行から熊野三山の本願所住職に『掟書』(三条)が出され、これによって熊野三山は神道化の道を決定づけるとともに、幕府や紀州藩の宗教政策を背景に、熊野の本願の勢力を抑圧化せんとした社家側の意図がうかがい知りえる。この『掟書』の第一条には「熊野三山本願所住職の輩、如前々偏に可勤願職、不可兼修験道事」と規定されている。これは『社法格式』にみえる「本願職一偏ヲ守ル」伝統が、既にこの『掟書』の申渡しをもとに成立したことを示すが、同時に、熊野三山の本願は修験道を専業とする山伏であったことが知られる。熊野三山の神道化をみた延宝三年二月以前には、一山に存在した山伏修験の徒が本願職を兼帯していた事實は注意してよい。

ところで、那智七本願の職能に注目すると、本願は専ら

那智一山の社殿の修理再興をおこなう機能を有していたことに留意せられる。既に冒頭でふれた如く、熊野三山の神道化をみた延宝三年から六十九年後の延享元年四月に、那智本願は再び社家と社役相論をおこしている。そのため幕府寺社奉行はこの公事を直接吟味して、『紀州那智山社家・本願就社務及争論、吟味之上双方江申渡条々』(一通)という裁許状を出しているが、その一条に「宮社修理之儀者本願之主役たるによって、破損有之節者本願より願出度之旨」との那智本願側からの訴えがあった。これによれば本願は、もともと那智山の「宮社修理」にたずさわっていた勧進聖の別称であったと考えられる。つまり那智の七本願は勧進所(本願所)として、後述のように配下に「下本願」である山伏や勧進比丘尼をもち、那智山の堂舎社殿が破損すると、本願は修理再興の勧進権を有して諸国勧進し、その奉加錢によって那智一山の造営修復をおこなっていたものと思われる。

もっとも、このような那智本願の訴えは、既述したように延宝三年二月の掟によって社家側が「修覆所」となり、熊野三山の本願は宮社修理の勧進権を失っていた。加うるに享保二十一年には、公儀から熊野三山に寄付金がわたされ、同年以降はこの寄付金によって一山の宮社修補を加え

る旨達せられた。<sup>⑨</sup>これによって近世中期以後は、那智山の造営修理を勧進する権利が社家側に移行し、本願の機能である堂舎修復の勧進権を完全に失ったのである。しかし熊野山伏や勧進比丘尼を統率した熊野三山の本願所は、那智山の七本願のほか、近世には新宮神倉の妙心尼寺と梅本庵主を加えて「本願所九ヶ寺」と称されたのは注意しなければならぬ。即ち、社家が幕府や紀州藩の宗教政策を背景にして本願を抑圧し、三山の本願の機能が変質した江戸中期までは、熊野九本願所に属した勧進聖が宮社修理の勧進権を有して、活発な勧進活動をおこなっていたことを推察せしめるのである。そこで次に、那智本願の具体的な宗教活動を明らかにせねばならないが、まず記録文献から判明しうる那智七本願の発祥から検討を加えることにしたい。

### 三

前節では、熊野那智山の七本願が勧進所としての組織を有し、配下の「下本願」は勧進聖の性格と那智山の宮社修復を勧進する権利をもっていたことを述べた。ところで、このような勧進聖の別称である本願は、一般に中世の中ごろより多くの記録文献や金石文に認められる。たとえば奈良の元興寺極楽坊は中世の庶民信仰資料が数多く発見され

たことでよく知られるが、その中に「伊勢神宮大橋勧進」<sup>⑩</sup>と記された勧進札が見い出され、伊勢神宮の内宮大橋は、納経<sup>⑪</sup>六十六部経聖らしい本願橋明なる者の勧進によって造営されたことが知られる。この勧進札の時代判定について、五来重教授は『伊勢内宮引付記録』(巻三)に、既に享徳元年八月、僧賢正と最祥法師の二人が諸国を勧進して「御裳瀧河御橋」の架替を申請した記事が見えることから、室町中期ごろに勧進聖である本願橋明が伊勢神宮から造営勧進の権利をえたものと推定された。<sup>⑫</sup>これは室町期の伊勢神宮において、内宮大橋の造営が本願の勧進に依存する慣行のあったことを示すものである。この伝統はのちに勧進組織の確立をみた本願慶光院比丘尼に受けつがれたが、同院の三代住職である清順比丘尼は、とくに宇治橋の造営勧進に活躍した。<sup>⑬</sup>その一連の功績によって本願清順比丘尼は、後奈良天皇から「慶光院号・上人号」を賜わっている。慶光院文書によれば、本願慶光院比丘尼は大神宮橋の造営勧進を近世初期の慶長八年ころまでおこなっていたらしい。その他室町時代には近江の勢多橋や京都の五条大橋なども、同じく勧進僧が橋造営の勧進をおこなった顕著な例である。彼らはいずれも「橋聖」と別称される勧進聖と考えられるが、そうとすればこのような橋聖は既に古く十一世紀初頭<sup>⑭</sup>

に存在していた。

また室町時代の橋聖には、本願慶光院に代表される勸進比丘尼のほか、山伏の十穀断を修行する十穀聖が多く橋聖とよばれたことは注意してよい。京都の伏見稻荷大社境内にある十穀橋は、その名の通り十穀聖の造営によるものといわれている。さらに熊野新宮の神倉神社を管理し、神倉四箇本願の一つで「橋の本願」と称された宝積院は、室町時代に木食行をおこなう山伏が定着して橋聖となり、橋の造営勸進をおこなって橋銭を徴収する権利をもつに至ったことは別稿<sup>⑩</sup>で推論した。

このような伊勢神宮や熊野新宮などの中世的な大霊場とともに、地方の大小霊場においても中世末期に本願所が設けられ、勸進聖(＝本願)が堂舎社殿の造営再興を目的とする勸化唱導をおこなっていた形跡がある。備中の吉備津神社はその顕著な一例である。備中吉備津神社文書<sup>⑪</sup>によれば、同社境内には本願の居住寺＝本願所があり、本願は社領を管理し、また社殿の「破損修理」をおこなう権利をもっていた。このような勸進聖である本願の居住寺、即ち勸進所と霊場寺院とのつながりは、霊場信仰を背景にして成立した中世的な大小霊場の特徴を示すものといえよう。

さて中世の室町初期から戦国時代に、本願の存在と勸進

活動が広汎におこなわれていたことを想定した上で、那智山の七本願の発祥に注目すると、それは同じく室町期に多くもとめられると思われる。今『本願中出入証跡之写』(一)、『熊野年代記』などから、室町時代に発祥が認められる那智七本願の例を抽出してみた。

まず真言宗那智阿弥については、天正十五年の「那智如意輪本堂建立之御下シ文」に、同寺の六代目の住持職であった本願祐幸上人の名が見えている。そして祐幸上人より五代前に「弁阿上人」(『本願中出入証跡之写』(一))の存在が確かめられるから、本願那智阿弥の発祥は、少なくとも室町初期まで遡ることが可能である。また同滝庵主についても、『熊野年代記』(応仁元年十月条)に「滝庵主現住心海和尚、滝本山上不動堂始宇」云々とあり、それを同年月の棟札が裏付けている。したがって滝庵主は室町期に那智七本願所の一つとして成立し、滝本社などの造営修理をおこなう機能を有していたことがわかる。その他天台宗御前庵主や浜宮補陀洛寺なども、後述のように室町時代から戦国期に、両本願所の配下にいた山伏・勸進比丘尼が那智山の宮社や橋の勸進に活躍していた形跡がある。したがって那智七本願の多くは中世末期の室町時代に本願所(勸進所)として成立し、配下に熊野山伏や勸進比丘尼をもって那智一山

の修復勸進をおこない、他方では、結縁者に熊野権現信仰を奨励していたものと推定してよからう。

では那智の七本願所の多くが室町期に勸進所として成立をみたのは、いかなる理由に基づくのであろうか。それはこの時期に、熊野の神領・荘園の変質と衰退によって、それまで貴族や武士の寺社領からの貢納に依存した社会経済史的要因を指摘しようと思われる。具体的には、中世の鎌倉末期までは熊野に寄せられていた諸国の神領荘園によって、熊野三山の住僧の生活資糧や社殿造営の資縁確保がなされたのに対し、南北朝から室町時代の動乱期には、荘園経済崩壊過程における寺社領の縮小、造営料国の変質と衰退などの諸事情にもなつて、熊野三山の経済的基盤が減少し、法会の資糧及び社殿の造営と修理復興事業の資縁確保を別個の手段にもとめざるを得なくなった。ここに本願に代表される聖の勸進活動が、資縁確保の一手段として取りあげられるに至ったのである。そのため多くの勸進聖である山伏や十穀聖、勸進比丘尼などが熊野三山に集まり、これを統制するために那智山にも本願所(勸進所)が設けられたのであろう。それは又、熊野の時宗化と併せ考えるべき問題である(後述)。

中世における熊野三山の荘園、神領については、児玉洋

一氏の研究に<sup>②</sup>詳しく、今それにゆずるが、中世の那智社殿の造営について『造営年記』、『社殿造営次第』、『熊野年代記』によれば、およそ次のようである。即ち那智山の社殿造営は、平安末期の延久四年から南北朝時代の貞治五年の二九〇年の間に、十一回の造営がおこなわれた。そのうち延久四年(後三条院)、平治元年(二条院)、承元三年(土御門院)、仁治二年(四条院)、元享年中(平高時)の五回は、上皇院宮がそれぞれ「駿河」「遠江」「阿波」「遠江」「安房遠江」の造国領を寄進し、それによって那智社殿が新造修復されている。しかし室町時代の文明六年(源義尚)から豊臣秀吉が熊野三山の造営費用を寄進した天正十八年の一一六年間に、上皇院宮の造国領による那智社殿の造営は僅か一度しかおこなわれていない。これはこの間に破損した那智山の堂舎社殿の修理復興事業が、一つには棟別銭によるとともに、本願などの勸進聖が地域住民や熊野道者に零細な喜捨の唱導勸化をおこない、その奉加銭によって那智一山の造営修理がなされていたものと思われる。したがって中世末の室町時代から戦国期には、那智社殿の修理復興の勸進権をもつた本願・聖による多数作善的な勸進方法が別にもうけられ、彼らの活発な勸化唱導が熊野の内外で展開したことをあらためて想起せねばならないのである。

## 四

そこで、この節では室町時代以降における那智本願の勸進形態、およびその勸進に結縁奉加する一般庶民の信仰形態をうかがってみたい。まず室町時代の那智山は、文明十年と長享二年に社殿堂舎などの造営修復をおこなったことが記録の上で判明する。前者は、『熊野年代記』（文明十年条）に「八月廿一日那智山御成就ス、京難波泉州河内棟別」とあり、那智一山の造営費を、当時、巨大な商業都市である京都、大阪を中心として、畿内が臨時に課税を賦課されたその棟別銭によって同年八月二十一日に那智山が成就したことが知られる。これは將軍足利義尚公が造営を企てられ、諸国棟別許可の御教書にもとづいて、那智の本願庵主が特定の地域を棟別銭の徴収にめぐったものと考えられる。このような課役による熊野三山の造営修復事業は、既に熊野新宮において、南北朝時代の貞治三年（將軍義詮）と室町期の応永三十三年におこなわれていた。また『熊野年代記』によれば、熊野新宮の本願庵主（山伏）が諸国を戸別的に訪問して勸化を募り、その棟別銭によって新宮十二社の造営がおこなわれたことを明記している。しかし室町時代の那智山において、このような「棟別勸化」にともなう那智社

殿の造営修復をうかがう史料には恵まれないので、今のところ不明とせざるをえない。

後者は、『熊野年代記』（長享二年七月条）に、「七月寺附京都栄昌比丘尼十二社翠簾勸進ス、兩座一札有」とある。これによれば、栄昌比丘尼なる者が那智山の兩座（東座、西座）の一札をもつて、同十二社の翠簾を勸進による奉加銭でまかされたが、またこの記載で注意されるのは、十二社翠簾の勸進を京都在中の勸進比丘尼がおこなったことである。これは那智山をふくむ熊野三山の本願所が、熊野山伏とともに配下に多くの熊野勸進比丘尼をもっていたことと関係がある。しかし栄昌比丘尼が、当時、那智七本願所に属していたか否かについては明確にし得ない。この他、穀断木食の苦行者である十穀聖が那智本願として、堂舎社殿の修理再興を目的とする唱導勸化をおこなっていた。『お湯殿の上日記』（文明十六年九月五日の条）には、熊野本宮の奉加を依頼した熊野十穀とともに「那智の十穀」の記載がある。また『多聞院日記』（天文十一年閏三月十九日条）にも「（上略）一、熊野十穀海尊来了」とあり、いずれも室町期に十穀断や木食行をおこなう山伏（遊行聖）が那智山に定着し、那智本願としての権利を有していたことが認められる。これは前節でふれたように、那智の七本願が本来山伏であ

ったことを証左するものであろう。『本願中出入証跡之写』(一)によれば、那智七本願の一つである御前庵主は、本山派修験の本寺である聖護院門跡の入峯に際して、毎年門跡から宮衣料と金子を賜わっていた。<sup>⑤</sup>本願御前庵主がいつ比より宮衣料を賜わるに至ったかは不明であるが、同じ本願である新宮庵主の『行尊法印文書』によると、聖護院門跡が入峯したおり、門跡は新宮庵主に宿泊し、また同庵主は熊野新宮一円の案内をつとめ、別称「案内上人」ともいわれていた。そして新宮庵主が修験山伏であったことは、近世初期の寛永八年まで、門跡入峯の御土産として水色の御衣と結袈裟および補任状を賜わっていたことからもわかる。したがって那智山の勸進元である七本願所は、本来、山伏修験が本願職を兼帯して、既述の十穀聖や遊行聖(勸進比丘尼)を配下に有し、那智一山の堂舎社殿の修理再興を目的とした勸進活動をおこなっていたのも、至極当然のことと理解される。

以上のような那智本願が、室町時代から戦国期に貴賤大衆を勧進の対象としたとき、どのような勸進方法によって結縁奉加をもとめたかは興味ある問題であるが、その実態内容についてはあまり明確にしない。しかし熊野比丘尼・熊野勸進比丘尼が熊野から地獄の絵巻物をうけ、六道絵

や熊野本地絵巻などを携えて諸国を勧化遊行し、熊野権現の靈験を絵解唱導したことはよく知られているところである。既に伊勢の慶光院が勸進比丘尼の本拠地であったことは述べたが、那智山は新宮の本願であった神倉妙心尼寺と同様、熊野(勸進)比丘尼や巫女の発祥地であった。後述する本願浜宮補陀洛寺や同奥の院なども、室町期に勸進比丘尼が勸進札をもちいて熊野道者を勸進結縁させていた形跡がある。また篠原四郎氏の最近の研究によれば、那智勝浦町天満にも那智権現の勸進比丘尼(託宣巫女)がいたことを指摘している。それによると、『天満旧記』所収の天文六年の棟札に「奉遷宮天満大自在天神守護、本願并慶順尼」とあり、この慶順尼は一代の本願として、天満宮修理の勧化唱導をおこなう熊野比丘尼であった。時代は降るが田辺の新熊野十二社権現社も、天正十三年二月、豊臣秀吉の紀州征伐にもなつて熊野兵乱がおこり、田辺騒動におよんで「鶏合権現社領断絶」している。そのため同社の修理復興を本願や新熊野願人が田辺を中心に、和歌山城下や新宮などの近郊在地で勸進をおこなったが、また新熊野社付の本願の初めは「空心比丘尼」と称する那智比丘尼であったのである。<sup>⑥</sup>

このような那智の七本願に属したとみられる熊野比丘



尼・勸進比丘尼は、文庫に牛玉を入れて諸国を遊行し、貴賤大衆に地獄・極楽の絵解唱導をおこない、牛玉札の配札と熊野権現信仰を勸進したことは『塩尻』、『東海道名所記』(巻二)、『日次記事』(二月条)などの断片的な記録文献からもうかがい知ることができ、ことに中世の熊野比丘尼が携行して、絵解きをしたと考えられる「熊野那智曼茶羅」(熊野那智山参詣図、熊野那智社頭図)は、現在七・八本が確かめられる。そのうち田辺の鬮鶏神社本は室町中期の作品といわれ、かなり古い部に属する。また補陀洛寺本や那智大社本なども時代的に近いもので、後者は天正・慶長ごろのものと推定されている。したがって那智の七本願所に属した熊野比丘尼が「熊野那智曼茶羅」を携行して、地方庶民に絵解唱導をおこなったのは、中世末の室町期から戦国時代にかけてが全盛期であったと考えようであろう。

佐渡相川大工町の熊野山聖王寺織田常学院は、このような熊野比丘尼が那智曼茶羅や地獄絵図を携行して回国遊行し、その後佐渡に定着して熊野信仰をひろめた顕著な例である。常学院には熊野曼茶羅や観心十界絵図が伝存され、後者はいわゆる「六道絵」の一種で、上部に山容をあらわし、下半に六道(地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人、天)の世界を描写して、中央に阿弥陀三尊を配置する構図である。記

録によれば、「此地獄の絵を見るものは悪を作りし事を悔い、此曼茶羅を拝する者善を修せし事を悲しむ」とあり、常学院に常住した熊野比丘尼は、おそらくこの絵図を絵解きして地獄をくわしくかたり、結縁者に地獄からの救済は阿弥陀如来に結縁する功德(「宗教的作善」)であることを説いたものと思われる。このような熊野勸進比丘尼が地獄を強調して、その救済を宗教的作善の功德であると唱導した観心十界絵図がうまれる背景について、鈴木昭英氏は民俗信仰としての祖霊供養信仰を基底にし、他界観念のつよい那智の妙法山を「モデルとして模式化」したものといわれた。そうとすれば、本来、那智曼茶羅や十界図などを貴庶に絵解唱導し、その救済に結縁する作善の功德をかたつたのは、妙法山阿弥陀寺を中心にして、多く那智の本願所(勸進所)に属した熊野比丘尼、勸進比丘尼であったと考えられるのである。

さて、今一つ那智本願の勸進方法として、勸進札、とくに「名号札」の賦算に熊野道者や一般庶民を勸進結縁させる形態を指摘しよう。応永三十四年十月、本山派修験の六角院家先達である住心院僧正実意が記した『熊野詣日記』に、那智の浜宮補陀洛寺に到着した北野御所の一行は、浜宮の橋本で「橋勸進」の尼、即ち橋比丘尼(橋聖)の所持す

る「阿弥陀の名号」に勸進結縁したことが見えている。これは室町期における熊野那智山の勸進比丘尼や山伏であった本願が時宗化していたことを示すとともに、橋の本願比丘尼が女人をふくむ熊野道者から零細な喜捨を得るために、時宗の勸進形態の一つである念仏賦算の勸進札を結縁奉加の手段にもちいて、熊野詣を奨励していたことが知られる。高野山も室町時代には、高野聖が時宗化して時宗聖となり、いわゆる後期高野聖の一大性格を表出して、専ら遊行回国と勸化唱導および念仏賦算に没頭したといわれている<sup>④</sup>。したがって中世末期の室町時代には、高野山や善光寺などの中世的な大霊場の時宗化が考えられ、熊野だけにみられる宗教現象でなかったことに注意せねばならない。

熊野三山と時宗との関係は、もちろん時宗の開祖一遍が文永十一年に熊野本宮に参籠し、熊野権現から「信不信をえらばず、淨不淨をきらわず、その札をくばるべし」(『一遍聖絵』巻第三)との神勅をうけ、いわゆる熊野成道をみたことに起因するが、以後一遍は「決定往生六十万人」の勸進賦算をより積極的にすすめるに至った<sup>⑤</sup>。遊行第二代の他阿真教も『奉納縁起』の中で、時宗と熊野権現との関係を主張しているが、一遍以後の時宗聖は熊野に入ると、中世に普遍的であったといわれる融通念仏の勸進形態の一つで

ある六字名号の賦算と、貴賤大衆の熊野詣を勸進する上でレパートリーである説経「小栗の判官」を唱導した<sup>⑥</sup>。その開始時期については不明ながらも、本宮の湯の峯温泉に正平二十年の「一遍上人爪書の名号」があり、この遺物の存在によって、少なくとも南北朝時代には時宗の念仏聖が熊野の勸進権を独占していたものと推定してよからう。室町時代の那智本願である熊野勸進比丘尼や橋聖などは、このような時宗聖の勸進形態を採用して時宗化し、熊野道者に六字名号の賦算を勸進して阿弥陀如来に結縁する作善の功德を説き、熊野詣に誘引していたものと思われる。

ともあれ中世末期には、時宗の専売特許の一つである名号札(念仏札)の賦算という勸進方法が那智本願の有力な勸進形態であったことは、弘治年中に本願御前庵主がおこなった那智十二社宮殿の再興勸進の例からも裏付けられる。弘治三年十二月の奥書がある『弘治年中那智山十二社宮殿再興勸進帳序書』<sup>⑦</sup>には、本願御前庵主良源と弟子の大蔵坊源祐が同十二社宮殿の再興のために、「六十万枚」の賦算札に貴庶を勸進結縁させている。この勸化奉加の具体的な内容については明確にしないが、明応五年に田辺の新熊野十二社権現社を再興勸進した勸進沙門乗源の「勸進願文」<sup>⑧</sup>によると、乗源は新熊野権現の靈験を十方檀那に説いて

「一紙半銭」を募り、奉加結縁者に罪業滅除と、現世安穩で後生は浄土に往生できるという現当二世の熊野信仰を勧めている。また新宮神倉妙心尼寺の本願妙順尼も、享禄四年の『神倉再造由緒』<sup>⑥</sup>によれば、その「勸進願文」において、神倉権現の靈験を説いて諸檀越に「一紙半文」を勧め、勸化奉加に結縁すれば、宗教的に浄土往生や現世利益的な功德のあることを唱導したことが知られる。これは室町時代から戦国期に、熊野の堂舎社殿の修復勸進をおこなった本願の一般的な勸進願文と勸進形態であったことを示すものである。したがって御前庵主良源と大藏坊源祐は那智十二社権現の靈験を唱導し、庶民一般が賦算札に勸進結縁すれば、罪業滅除で現当二世の功德をえるという熊野信仰を勧めたものと考えてよい。つまり那智本願の勸進に結縁する衆庶は、信仰的に自他の罪業滅除と浄土往生および現世利益をもとめ、いずれも熊野権現信仰に裏付けられて勸進奉加がなされたものといえるのである。

以上述べたように、中世末期の熊野は莊園神領の変質、衰退期をむかえて、その資縁を庶民の勸進に依存せざるをえなくなり、多くの勸進聖が集まることとなったが、那智山はとくに本願の活動と組織化がさかんであった。即ち那智の七本願所に属した熊野山伏や勸進比丘尼は、堂舎社殿

が破損すると修理再興の勸進権をもって、衆庶に念仏賦算や絵解唱導をおこない、奉加銭を募るとともに熊野権現信仰の普及化をはかった。しかし、このような那智本願の勸進活動は戦国時代から近世初期に入ると変質し、分国の領主や藩主の協力をえてはじめてなされるのであるが、那智一山の経済的確保と熊野信仰の庶民化に寄与した本願の側面は評価されねばならないと思う。

#### 註

- ① 五来重教授『熊野詣』、同上「熊野三山の歴史と信仰」〔古美術〕42、同上「吉野・熊野信仰の研究」〔山岳宗教史研究叢書〕第四卷、総説。
- ② 堀一郎氏『我が国民間信仰史の研究』(一)宗教編。近藤喜博氏「熊野比丘尼」〔神道学〕第十六号。新城常三氏「社寺参詣の社会経済史的研究」。角川源義氏「語り物文芸の発生」。
- ③ 「熊野信仰と美術」〔仏教芸術〕81号) 参照。
- ④ 熊野の本願については早くから五来重教授の指摘があり(註①②)、小稿はそれに導かれて作成したものである。
- ⑤ 那智大社所蔵文書。松井美幸氏「熊野三山とその信仰」(五来重教授編「吉野・熊野信仰の研究」『山岳宗教史研究叢書』第四卷、所収)。
- ⑥ 『神倉伝記并妙心寺由来言上』。
- ⑦ 那智大社所蔵文書。
- ⑧ 『紀州那智山社家本願就社務及争論吟味之上』双方江申渡条

- 々」(延享元年、那智大社所蔵文書)。
- ⑩ 『本願中出入証跡之写』(一)。註⑥に同じ。
- ⑪ 五来重教授「元興寺極楽坊発見の印仏と千体地藏」(『元興寺極楽坊中世庶民信仰資料の研究』) 参照。
- ⑫ 註⑩前掲書、同上「伊勢神宮と仏教」(『伊勢神宮』) 参照。
- ⑬ 慶光院文書。『史料綜覧』(卷十)(天文十八年六月十六日条。『言継卿記』天文二十二年三月廿一日条。『天文日記』永禄元年閏六月廿三日条。
- ⑭ 『天文日記』天文十三年四月廿一日条。
- ⑮ 『大乘院寺社雜事記』文明十八年五月十六日条。
- ⑯ 註⑫五来重教授前掲書、参照。
- ⑰ 拙稿「熊野の本願について——中世聖研究の一側面」(『歴史手帳』第三十号)。
- ⑱ 『岡山県古文書集』2、所収。佐々木孝正氏「中世における地方社寺の勸進——近江江北の社寺資料による——」(『大谷大学研究年報』25号) 参照。
- ⑲ 『本願中出入証跡之写』(一)所収。
- ⑳ この点については尾玉洋一氏「中世に於ける寺社の檀那株売買」(『改訂熊野三山経済史』) に詳しい。
- ㉑ 註⑳尾玉洋一氏「中世熊野社領荘園の研究」(『同右』) 所収。
- ㉒ 『紀伊統風土記』卷之七十九、牟婁郡那智山古文書。
- ㉓ 例えば『熊野年代記』応永三十三年の条に「造国諸国棟別 京都廿四ヶ国今長床衆徒辻堅、廿三ヶ国庵主衆中、京都棟別庵主繪旨御教書庵主(下略)」とあり、この造営は戦乱の際に無理算段して造営を企てたため、翌三十四年十一月に一旦棟上げをしたが、正長元年「造営金不足」(『熊野年代記』) によって棟上のまま工事を中止している。
- ㉔ 文明四年の条に「諸国棟別勸化御教書庵主来、山伏三十人 諸国ニ四月ニ立、京難波了祥明室趣ク、了祥上人前官トナル」とある。
- ㉕ 「(上略) 御入峯(聖護院門跡)之節者為宮衣料と金子貳百疋宛被下置候、(中略) いつにても御入峯之節者、右之通ニ 相心得可申候」とある。
- ㉖ 新宮庵主文書。
- ㉗ 『熊野年代記』慶長三年九月条。
- ㉘ 註㉗寛永八年九月五日付の「附紙」。
- ㉙ 篠原四郎氏「熊野比丘尼妙心寺」(『那智叢書』第二十二卷)。拙稿「熊野新宮本願の発祥と消長」(『印度学仏教学研究』第23卷第一号)。
- ㉚ 篠原四郎氏「熊野山伏と比丘尼巫女」(『那智叢書』第二十三卷)。
- ㉛ 拙稿「紀州田辺における熊野本願について——特に松雲院文書を中心に——」(『印度学仏教学研究』第24卷第一号)。
- ㉜ 五来重教授「補陀落渡海」(和歌森太郎氏編『日本宗教史の謎』(上))。
- ㉝ 同院の由緒や熊野関係資料、宝物については、近藤金吾氏「織田常学院」(『相川郷土博物館報』第二号) 参照。

③⑥ 『奉状』(註③近藤金吾氏前掲書、所引)。

③⑦ 註③に同じ。

③⑧ 妙法山阿弥陀寺は古くから死者の霊があつまるといふ山上他界の信仰をもつ山で、貴賤男女による納骨や建塔がおこなわれた(『紀伊統風土記』)。このような祖霊供養信仰を管理した阿弥陀寺は鎌倉時代に「法燈国師再興」(『法燈行状』)したとあり、五来重教授は「国師が妙法山の祖霊供養信仰に着目して、ここに阿弥陀寺を建て、高野聖(のちの時宗聖)を任まわせて納骨と勧進をすすめた」ものと論考された(『熊野信仰』『日本宗教史の謎』(上))。これは那智七本願の一つである妙法山阿弥陀寺の発祥が鎌倉時代まで遡ることを推測せしめるものである。新宮の神倉本願妙心尼寺も国師と母の尼公を開祖と伝えられており、いずれも法燈国師(心地覚心)によって熊野比丘尼、勧進比丘尼を組織づけられたものと考えられる。

③⑨ 「諸寺縁起集」(『図書寮叢刊』)所収。五来重教授編「吉野・熊野信仰の研究」(『山岳宗教史研究叢書』第四卷、所収)。

④⑩ 那智の伝承では、この橋は「二の瀬橋」といわれている。また浜宮補陀洛寺の千手堂は『寛文記』に「比丘尼山伏の本寺として修理す」とあり、江戸初期まで同寺是那智七本願の一つとして熊野比丘尼、山伏を支配していたことがわかる。

現在、同寺を「熊野大本願尼修験の本山」と伝承されているのもそのことを裏付けられるが、その発祥が問題である。当時、「橋勧進」の尼が補陀洛寺に属していたとすれば、本願補陀洛寺の発祥は少なくとも室町初期まで遡ることができよう。

④⑪ 五来重教授『増補高野聖』、同上『熊野詣』参照。

④⑫ 五来重教授「一遍上人と法燈国師」(『印度学仏教学研究』第九卷二号)、同上「一遍と高野・熊野および踊念仏」(『日本絵巻全集』一〇「一遍聖絵」)所収。

④⑬ 註④前掲書、参照。尚、一遍上人爪書の名号については、清水太郎氏「湯の峰「一遍上人爪書御真蹟」考」(『熊野誌』十六号)に詳しい。

④⑭ 『本願中出入証跡之写』(一)所収。『熊野那智大社文書』第五、所収。

④⑮ 明応五年五月の『新熊野十二社権現勧進序』(關鷄神社所蔵文書)。註②拙稿参照。

④⑯ 神倉妙心寺所蔵文書。註③拙稿参照。

④⑰ 追記 本稿を作成する上で青岸渡寺高木亮考貫主、那智大社篠原四郎宮司から適切な御教示と貴重な資料の提供を賜わった。謝して厚くお礼を申し上げる次第である。

(本学助手 国史学)